

# 白鷗大学SD委員会規程

(総則)

**第1条** この規程は、白鷗大学教育職員及び一般職員（以下「教職員」という。）としての資質の向上を図り、もって大学経営及び大学改革を推進することを目的として設置される白鷗大学SD委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌業務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を審議し、SD（スタッフ・ディベロップメント）を推進するための活動を行う。

(1) 教職員の職務上の知識や技能、倫理観の増進をはかるための研修の企画・立案および実施

(2) その他教職員の学内外の研修に関する総合的運営

2 委員会は、別に設置する白鷗大学FD委員会（以下「FD委員会」という。）と連携しつつ前項の所掌業務を行う。

(委員)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 副委員長

(3) 教授会推薦の教員（ただし、各学部から2名以上）

(4) 事務局職員

2 委員長は、大学協議会に諮って学長が任命する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じて補充に選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議)

**第4条** 委員会は、必要に応じて開催する。

2 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数による。

4 委員長は、審議の必要に応じて委員以外の教職員を出席させ、意見を聞くことができる。

(事務)

**第5条** 委員会に関する庶務は、事務局（経営企画部）が担当する。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第18号）に伴う改正であり、平成29年4月1日から施行する。